

(傍線部分は改正部分)

		改正後	
	講習科目	範囲	
	(略)		<p>(講習科目の範囲及び時間) 第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。</p>
	(略)		
第十七条第 号)第二 第三十九 労働省令 四十七年 則(昭和 害予防規 学物質障 (特定化 技能講習 任者限定 等作業主 ーク溶接 (金属ア 技能講習 業主等作 業主任者 技能講習	特定化学 物質及び 四アルキ ル鉛等作 業主等作 業主任者 技能講習	金属ア ーク溶接等 作業主任 者限定技 能講習	
		講習時間	
		改正前	
	講習科目	範囲	
	(略)		<p>(講習科目の範囲及び時間) 第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。</p>
	(略)		
	(新設)		
		講習時間	

作業環境の改善方法に関する知識	健康障害及びその予防措置に関する知識	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	二項に規定する金属溶接等作業主任者限定技能講習をいう。以下同じ。を除外。
溶接ヒュームの性質	溶接ヒュームによる健康障害の病理、症状、予防方法及び応急措置	
四時間（鉛作業主任者技能講習）	四時間（鉛作業主任者技能講習）	

作業環境の改善方法に関する知識	健康障害及びその予防措置に関する知識	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(新設)	(新設)	
四時間（鉛作業主任者技能講習）	四時間（鉛作業主任者技能講習）	

保護具に関する知識	
(略)	
(略)	
(略)	
金属アーク溶接等作業に係る保護具	（金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業をいう。以下同じ。） に係る器具その他の設備の管理作業環境の評価及び改善の方法
(略)	時間、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習にあつては二時間）

保護具に関する知識	
(略)	
(略)	
(略)	
(新設)	
(略)	時間）

2 (略)		関係法令	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
	防規則 質障害予 定化学物 条項の特 中の関係 衛生規則 労働安全 行令及び 衛生法施 労働安全 衛生法施 行令及び 労働安全 衛生規則 中の関係 条項の特 定化学物 質障害予 防規則	労働安全 衛生法、 労働安全 衛生法施 行令及び 労働安全 衛生規則 中の関係 条項の特 定化学物 質障害予 防規則	の種類の 性能、使 用方法及 び管理
	時間) つては一	二時間 鉛作業主 任者技能 講習にあ つては三 時間、金 属アーク 溶接等作 業主任者 限定技能 講習にあ つては一	

2 (略)		関係法令	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(新設)	
	時間) つては三	二時間 鉛作業主 任者技能 講習にあ つては三 時間)	